

令和２年度の民事部の体制のお知らせ

東京地方裁判所民事部

令和２年４月１日から

民事第１６部と第１７部が統合され、民事第１６部になります
民事第３１部と第４１部が統合され、民事第３１部になります
民事第３７部と第３９部が統合され、民事第３７部になります
民事第４４部と第４５部が統合され、民事第４４部になります

- ◆ 現在各部に係属している事件は、統合先の部がそれぞれ担当します。
- ◆ 電話番号・ＦＡＸ番号は変わりません。
- ◆ 係名の変更があります。変更後の係名は追ってお知らせします。

令和２年６月１日から

民事第３１部、第３７部、第４４部は３階に移転します

民事第２９部、第４０部、第４６部、第４７部は
１３階に移転します

- ◆ 民事第１６部は移転せず、１２階で執務を行います。
- ◆ 電話番号・ＦＡＸ番号は変わりません。
- ◆ 詳しい場所は裏面を御覧ください。

御不明な点があれば民事訟廷庶務第一係
(03-3581-6049) にお問い合わせください。

令和2年6月1日以降の民事部配置

		南				北			
14階	西		26・28	30・14	32	34・35		西	
	東	27		事件係	記録係	庶務係		東	
13階	西		36	11・19		1・4		西	
	東		42・33	29・40	46・47	48・7		東	
12階	西		49	24・5	6・10	12・13		西	
	東		50・15	16	18・23	25		東	
10階	西				51・3	2・38		西	
	東					民事部分室		東	
3階	西	31	43			調停室		西	
	東		44	37		22		東	調停室
2階	西					9		西	
	東							東	